

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	安定的な住民生活に必要な不可欠である公有財産等の災害による損害に対する救済及び災害による損害の防止並びに住民の防災意識の向上を図る事業	86.6%

[1]事業の概要について(注1)

[設立経緯]

本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合(以下「市等」という。)が所有、使用又は管理している財産の損失の救済や、災害に因る住民生活に及ぼす被害の防止・軽減のための消防防災施設等の充実に資する資金貸付を柱として、防災に係る調査研究・普及啓発、住民の防災意識の向上を図る事業として、防災専門図書館事業及び都市機能等に関わる調査研究等関連分野の事業を実施しているところです。

その設立の経緯は、地方自治法第263条の2の規定に基づく公益的法人として、市及び市が設置する一部事務組合の委託を受けて市等が所有、使用又は管理している住民の共有の財産である公有財産等の災害による損害を相互救済する事業(以下「相互救済事業」という。)を行うため、設立されたものです(設立:昭和24年1月)。

本会の相互救済事業は、建物総合損害共済並びに自動車損害共済の両事業を柱として、より低廉な共済基金分担金(相互救済事業を委託している市等から、所定の基準により算出して徴収する経費)によって市等の財政負担の軽減による住民の税負担の軽減を図るとともに、万が一の災害の際には、迅速かつ適正に災害共済金を交付することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動の拠点の早期回復に資することを通じて地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを、使命としてきたところです。

事業内容については、順次改善を進め、当初は火災に因る損害(建物)及び自動車損害のてん補でありましたが、落雷、破裂・爆発、風水害、雪害、衝突等、損害のてん補範囲を拡大し、さらに地震災害見舞金制度(昭和55年)を設けるなど充実を図り、一方で適宜共済基金分担金基率の改定(引下げ)を行い、市等の経費節減を通じて住民の税負担の軽減にも寄与してきました。

その後、上記の相互救済事業による被災への対応に関連して、さらなる住民福祉の向上に寄与するため、共済基金やその運用益を有効活用し、災害による損害の防止・軽減や住民の防災意識の向上を図る事業を開始いたしました。具体的には、市等の消防防災施設等に対する資金融資(昭和30年度～)は、共済基金を活用した消防防災等の施設の設置、促進を図る事業であり、市等に低利な事業資金として利用いただいています。さらに、その利子収入を財源に充てて、防災専門図書館の開設(昭和31年度～)、防災に係る調査研究・普及啓発、都市機能に関わる調査研究(昭和30年度～)等の事業を実施しています。

これらの経過を踏まえ、現在、本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として事業を行っています。

[事業総括]

本会の事業は、その設立経過から、地方自治法第263条の2の規定に基づき、市等の委託を受けて実施する公有財産等の災害による損害の相互救済事業を主たる事業のひとつとして位置づけているところです。本会の相互救済事業は、相互救済という趣旨から、「共済」という手段(名称)を用いていますが、特定団体又は特定職域の構成員の利益を目的とし、受益の機会をそれらの特定多数の者に限定している「共益」とは根本的に異なり、公有財産等の災害損失についての相互救済を行うことを通じて、住民生活のセーフティネットとしての役割を担っているところです。

公有財産等は、住民の共有財産であるとともに、教育・文化、保健・医療、環境・衛生、消防・救急、福祉等の市等が担う様々な都市機能の拠点や資源であり、これらの災害による損失は、住民生活に重大な影響を及ぼすこととなります。また、公有財産等の中にはごみ処理工場(爆発・火災)や水源設備、風力発電装置(落雷)等、事故発生率や大事故の危険性が高く、民間の保険を付保とすることが現実的には困難な物件も含まれています。本事業では、これらを全て公有財産等の括りで事業対象としており、損害のてん補により、被害を受けた公有財産等の持つ都市機能の回復を促進することで住民福祉活動の円滑実施に寄与してまいりました。([事業の内容]1(2)参照)

加えて、その事業運営に際して、低廉な共済基金分担金により実施するという精神は、現在に至るまで一貫しており、住民の負担軽減の面でも、寄与してまいりました。

これらを通じて、本会は、安定的な住民生活を支えるセーフティネットとしての役割を担い、設立以来、不特定多数の住民の利益に寄与しています。

なお、事業は市等を通じて実施していますが、あくまで目的は、安定的な住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことであり、その対象となる財産が公有財産等であることから、それを所有、使用又は管理する市等を通じての事業となるものであります。

なお、災害による損害の防止・軽減を図るための事業として、消防防災施設等に対する資金貸付、防災に係る調査研究及び普及啓発を実施しており、これらにつきましても、事業内容から市等を通じて実施しておりますが、相互救済事業と同様、目的は安定的な住民生活のセーフティネットの充実に資し、不特定多数の住民の利益に寄与することです。

また、防災専門図書館の目的は、すべての住民を閲覧の対象とすることにより、不特定多数の住民の利益に寄与することにあります。

以上から、本会の相互救済事業は公有財産等の災害による損害に対する救済する機能を有している点、災害防止等都市機能に関わる資金貸付や調査研究・普及啓発については、災害による損害を防止・軽減する機能を有している点、防災専門図書館等は住民の防災意識の向上を図る機能を有している点で、これらは防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に相互補完しあう関係となっており、事業全体を通じて住民福祉の向上に寄与し、不特定多数の者に利益をもたらすものです。

なお、本会の事業は、相互救済事業を運営するための共済基金分担金による収入とその他の収入を財源として運営しております。

・ 本事業を構成する事業

- 1 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業(地方自治法第 263 条の2の規定する相互救済事業)(定款第4条第1項第1号)
- 2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業(同第2号)
- 3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業(同第3号)
- 4 防災専門図書館事業(同第4号)
- 5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業(同第5号)

・ 各事業に対する財源の振分け

相互救済事業及び同事業を直接補完する防災に係る調査研究及び普及啓発に係る費用は、共済基金分担金収入を充当しています。ただし、相互救済事業の災害共済金の支出が想定を大きく超えた場合は、責任準備金(異常危険準備金を含む。)及び正味財産を取り崩して対応します。また、地震災害見舞金(相互救済事業の附帯制度)については、正味財産の5%を限度として支出します。

また、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の融資財源については、特定資産を設定しています。

それ以外の事業については、利子収入等(消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入、一般利子収入)の一部を充当しています。

[事業をまとめた理由]

本会は、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを使命とすることから、上記の事業である相互救済、消防・防災施設等の整備・充実への寄与、防災に関連する調査研究及び普及啓発、都市機能の維持発展に関連する事業を併せて効率的に実施することで、災害による公有財産等の損害の救済、損害の防止及び住民の防災意識の向上等が図られ、本会の使命が達成できるため、相互関連する事業としてひとつにまとめるものです。

[事業の内容]

1 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業(地方自治法第 263 条の2に規定する相互救済事業)

(1) 事業の目的

低廉な共済基金分担金で公有財産等の災害に因る一定の損害に対する相互救済事業を行うことにより、市等の経費節減と災害時の財政負担を軽減するとともに、住民負担の軽減と住民福祉活動拠点の早期回復に資することにより、住民福祉の向上に寄与いたします。

(2) 事業内容

本事業は、小中学校の校舎など市等が所有、使用又は管理する財産の災害による一定の損害をてん補するものであります。

本事業は、引き受ける公有財産等の種類により、建物総合損害共済、自動車損害共済の二つの共済種目に分類しています。また、それぞれの共済委託物件を対象に、各々の共済種目の附帯制度として地震災害見舞金制度を設けています。各種目の制度については、災害共済金・見舞金の支払実績等から個別に計算し、事業運営の適正を図っています。

本事業については、住民の利益の増進が目的であることから、事業の設計及び運営の基本は、住民福祉活動の拠点であり安定的な住民生活に必要な不可欠である公有財産等の災害に因る損害を迅速にてん補し、復旧に資することができる仕組みを構築しています。

例えば、営利を目的とする民間損保が実施している総合保険の場合、物件種別(住宅物件、工場物件、倉庫物件、一般物件)に応じて保険料率が異なり、特に事故率や損害率が高く危険度の大きな物件(例:風力発電装置や、ボイラー等の機械類及びそれを設備として有する工場施設等)に対しては保険料は非常に高く設定されるため、保険に加入しようとする側にとって、現実的には保険を付保する(保険に加入する)ことが困難な物件があります。自動車保険についても、自動車の用途車種や使用目的等によって危険度が大きく異なっており、危険度の大きい緊急車両(消防車、救急車)や塵芥車は、保険料は非常に高く設定されるため、同様です。

しかしながら、本事業では、上記目的から危険度の大きい公有財産等(例えば、ボイラー等の設備を設けているごみ焼却場等や緊急車両)であっても、共済基金分担金基率の設定に際して、危険率については安定的な住民生活の確保を図る観点から算定の要素に含めないこととすることで、委託する側にとって共済委託物件とすることが

困難となる公有財産等は名実ともに生じず、かつ災害による公有財産等の損害時には、いち早く住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことが可能です。(下記【本事業における相互救済事業の特徴】を参照)

さらに、地震については、てん補の対象外(免責)としておりますが、地方自治法第263条の2の趣旨に則し、見舞金制度を設けることにより、実質的に通常の火災等による損害であればてん補される額の15%相当を見舞金として交付する制度を設けております。地震災害見舞金制度については、

[1]建物総合損害共済又は自動車損害共済への委託物件は、自動的に地震災害見舞金の交付対象物件となる。
[2]民間損保が実施する地震保険のように、当該保険のための保険料(本会の共済基金分担金)に相当するものは徴収していない。

という特色を有しており、かつ災害による公有財産等の損害時には、住民生活のセーフティネットとしての役割を担っているところです。

(地震災害見舞金制度の詳細については、「1(3)ウ 地震災害見舞金制度」を参照)

また、本事業の実施に際しては、住民負担の軽減による住民福祉の増進の観点から、次のような措置を講じていることとしています。

[1] 相互救済事業その他公益目的事業における、共済基金分担金等の収入と災害共済金その他の公益目的事業経費との単年度過不足については、翌年度以後における災害共済金の支出(特に、巨大災害等が発生し、甚大な被害が生じた場合における災害共済金への支出)に充てるために異常危険準備金として計上するか、又は当年度の災害共済金に充てるために異常危険準備金の一部を取り崩すものとする。

[2] 異常危険準備金は、過度な水準とならないよう客観的根拠に基づく上限を設定すること。

[3] [2]の「客観的な根拠に基づく上限」の設定は、専門的・技術的観点から客観的なものとなるよう、日本アクチュアリー会の正会員又は準会員で一定の実務経験を有する者の意見に基づき、相互救済事業の運営上における適正な資産水準を設定し、その水準との関係で異常危険準備金の上限を設定すること。(※1)

[4] [3]の適正な資産水準をもって、本会として保有可能な総資産の上限とすること。(※2)

[5] 相互救済事業のてん補については、本会が現実に保有している資産を限度とすること。(※3)(資産がマイナスに至る状態になるまでてん補をせず、将来に住民の負担のつけをまわさないことを明確にすることで、住民が不利益を被ることがないようにしています。)

(※1)「相互救済事業の運営上における適正な資産水準」については、その客観性を確保する観点から、保険数理に基づく通常の予測を超えて発生する巨大災害等のリスクに基づき算定した、ソルベンシー・マージン(支払余力)やソルベンシー・マージン比率を参考に、設定することとしています。

(※2・3)「本会として保有可能な総資産の上限」は、同時にてん補可能な資産の上限でもありますが、本会では、これらの上限を特に「支払準備資産」と定義した上で、本会が現実に保有している資産＝現実の相互救済事業のてん補限度額を、「見なし支払準備資産」と定義しています。

【本事業における相互救済事業の特徴】

○本事業の目的:住民福祉の増進を達成。



○いかなる公有財産等であっても、実質的に委託が困難となるものを生じさせず、住民生活のセーフティネットとして役割を担うことを優先。

○公有財産等の分類や、「年次別建築費指数表」及び「建物再調達価額基準建築単価表」の数値について、独自のもの(民間損保とは異なるもの)を使用することを通じて、独自の共済基金分担金基率等を設定できる仕組みの構築。



○共済基金分担金基率の設定に際して、危険率は算定の要素に含めず。(※1)

○建物総合損害共済や自動車損害共済の基率に係る公有財産等の分類を簡素化。(※2)

○本会が使用している建物の取得単価(委託物件の取得単価)については「年次別建築費指数表」及び「建物再調達価額基準建築単価表」により簡易に評価し委託できるものとなっています。(※3)



○事故や損害のリスクの高い公有財産等であっても委託しやすく、その結果、災害に因る損害が発生した場合でも、住民福祉活動の拠点であり安定的な住民生活に必要な不可欠である公有財産等の災害に因る損害を迅速にてん補し、復旧に資することが可能。

○加えて、事故や損害のリスクの高い公有財産等と、通常(事故や損害のリスクが高くない)の公有財産等の共済基金分担金基率を同一に設定しても、前者はもとより後者についても低廉な共済基金分担金により、市等の経費節減・財政負担の軽減を通じ、住民負担の軽減にも寄与。

※1 自動車損害共済は、特定の車両に限定した上で、前々年度かつ前々年度以前3年間の災害共済金(の合計)が共済基金分担金(の合計)を超えた場合に限り、平衡負担金という制度を設け、共済基金分担金を上乗せする制度があります(対象となる団体は自動車損害共済に委託している団体の1%未満)。

※2 建物総合損害共済の公有財産等の分類は一般・住宅の2種類(民間損保は大別しても住宅物件、工場物件、倉庫物件、一般物件がある)のみで、自動車損害共済は9種類の車両種別(民間損保は車両種別以外に運転者の年齢や附帯設備の有無等、様々な種別がある)のみであります。

※3 本会が使用している「年次別建物指数表」及び「建物再調達価格単価表」は高い評価を得て、現在、新地方公会計制度においても、採用が推奨されています。

(備考)本事業に係る共済基金分担金基率の算定にあたり、委託契約の条件・過去の災害共済金や事故状況のデータをもとに、将来の事故の支払額を計算することによって求める点での科学的・工学的手法については、保険数理に基づく方法を採用しています。

(3) 事業の実績(平成 22 年度)

ア 建物総合損害共済

相互救済事業の種目の一つである建物総合損害共済は、市等が所有、使用又は管理する建物、工作物及び動産について、火災、落雷、破裂・爆発、落下・飛来、衝突、騒じょう、破壊行為、風水災、雪災、土砂崩れによる損害をてん補します。

財源は、建物総合損害共済に係る共済基金分担金を充てます。また、数年毎に共済基金分担金基率の見直しを行っています。

○ 受託状況: 受託件数 25 万 1,436 件
共済責任額 62 兆 7,076 億 0,111 万 0,000 円
共済基金分担金額 61 億 5,806 万 7,261 円

※ 共済責任額とは、本会が受託した物件の額の総額

○ 支払状況: 支払件数 2,537 件
災害共済金 28 億 2,295 万 9,903 円
損害率 45.8%

※ 上記のうち、高額災害共済金(1,000 万円以上)は、支払件数 30 件、災害共済金約 15 億 3,000 万円。

イ 自動車損害共済

相互救済事業の種目の一つである自動車損害共済は、市等が所有、使用又は管理する庁用車、消防車及び塵芥車など(公用車)の事故による損害をてん補します。財源は、自動車損害共済に係る共済基金分担金を充てます。また、数年毎に共済基金分担金基率の見直しを行っています。

○ 受託状況: 受託台数 19 万 5,219 台
共済責任額 3,648 億 3,251 万 0,000 円
共済基金分担金額 31 億 9,822 万 3,067 円

※ 共済責任額は車両共済のみ。

損害賠償共済は「無制限」に設定しているものがあるため、共済責任額は算定できません。

○ 支払状況: 支払件数 1 万 3,896 件
災害共済金 21 億 5,990 万 8,298 円
損害率 67.5%

ウ 地震災害見舞金制度

本制度は、ア及びイの附帯制度として昭和 55 年 7 月から実施しています。

地震災害の共済について、この分野の専門の学者で組織された地震共済研究会(昭和 54 年)に実現の可能性を諮問したところ、損害規模の巨大性及び統計的な損害予測の不明などから、建物、自動車のような共済制度とすることは困難であるとの調査・研究結果を受け、交付総額に限度を設けた見舞金制度を創設しました。

○ 制度の内容

対象物件 : 建物総合損害共済に加入している建物、工作物、動産
自動車損害共済に加入している自動車

見舞金の額: 共済責任額の 15/100 相当額を限度に交付(平成 7 年度に引上げ。それ以前は 10/100 相当額を限度)。

ただし、1 年度の見舞金総額は、正味財産の 5%が限度

○ 支払状況: 22 年度 173 件 5,970 万円
21 年度 276 件 6,360 万円
20 年度 542 件 5 億 5,535 万円

(参考)正味財産の 5%限度が適用された事例

7 年度(阪神・淡路大震災) 22 億 1,760 万円

※地震災害見舞金については、東日本大震災等に伴う見舞金の交付が平成 23 年度に発生することが見込まれます。(上記制度に基づく見舞金総額見込額 約 33 億円(正味財産の 5%))。

なお、東日本大震災等については、これまでにない甚大な被害額となることが想定されるため、平成 23 年度通常総会(平成 23 年 6 月 14 日開催)において、東日本大震災等に伴う地震災害見舞金の特例措置を講じることとし、これにより上記制度とは別に最大 119 億円の予算を計上しております。

(4) 財源

本事業(建物総合損害共済及び自動車損害共済並びにこれらの事業に附帯する地震災害見舞金制度)の財源は、それぞれの共済基金分担金収入並びに責任準備金(異常危険準備金を含む。)及び正味財産を取り崩して充

てています。

2 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

(1) 事業の目的

本事業は、相互救済事業の実施に伴い収集される事故データから、発生件数が増加傾向にあるものや大事故の例があるものなどについて、防災対策の調査研究及び普及啓発を行い、事故の発生や災害による公有財産等の損害の防止や減少を図ることで、住民福祉活動拠点の防災機能を高め、住民福祉の増進に寄与します。

(2) 事業の内容及び実績

本事業は、2～3年のサイクルで一つのテーマを設定して実施しており、現在では「ごみ処理施設の火災や爆発事故」や「落雷事故」を対象として事業を実施しています。

「ごみ処理施設」は、現代の都市の生活環境を維持するために必要不可欠な施設であり、ひとたび火災や爆発事故が発生すると、作業員の人身被害、ごみ処理施設の損壊、施設の稼働停止など、住民生活にも大きな影響を及ぼすこととなります。

また、「落雷事故」はシステムの機能停止や誤動作等により住民福祉活動の停止や遅延をまねき、住民の日常生活に大きな影響が出ることがあります。

これらの事故は、相互救済事業の事故データにおいても、発生件数の増加や大事故例など際立つ傾向があり、次のような事故防止対策の調査研究・普及啓発を実施しています。

[最近の調査研究内容及び実績]

平成15～17年度に市の協力により公民館や水道施設において、避雷器を既存の施設に設置し一定期間の雷発生状況とその被害軽減効果を検証するフィールドテストを実施し、その成果を平成18年3月に「落雷事故被害軽減対策に関する調査報告書」として取りまとめ全市へ配付しました。

平成19～21年度に「廃棄物処理施設の安全化に関する調査研究」を環境問題や廃棄物問題で専門知識を有する学識経験者等で構成する委員会を設置して調査研究を深め、その成果を平成21年7月に「ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル」として取りまとめ、ごみ処理施設関係者等一般や全市へ配付しました。

マニュアルの内容は、ごみ処理施設の防火対策及び防爆対策について、施設の管理職の方から施設現場の専門職まで適切に対応できるように、ごみの収集段階での危険物混入対策から施設内の事故防止対策まで、ソフトウェア、ハードウェアの両方の対策について総合的に記述しています。

平成22年度以降、ごみ処理施設の火災・爆発事故の防止と極小化の推進を目指して、調査研究を行っています。(平成23年3月に中間報告し、現在継続中です。)

本事業は、引き続き、数年のサイクルでテーマを設定し、実施いたします。

[最近の普及啓発内容及び実績]

・ごみ処理施設事故防止対策セミナー

廃棄物問題に深い知識を持った専門家を講師として、実際にごみ処理施設において業務に従事している各市職員等を対象に、最近のハード面やソフト面における情報等を織り込んだ事故防止対策についてセミナーを行っています。

平成19年度 関東、北信、近畿、中国、九州 の各支部

平成21年度 関東支部

平成22年度 東北、近畿 の各支部

・落雷事故被害軽減セミナー

雷に関する学識経験者、実務家などを講師として、市等の施設管理担当者及び技術担当者を対象に、雷害対策の基本的な考え方と技術動向について理解を深めることを目的としたセミナーを行っています。

平成20年度 北信、近畿の各支部

※普及啓発事業は、引き続き実施いたします(テーマは異なります)。なお、公益社団法人移行後は、支部は廃止するため、支部として実施する位置づけではなくなります。

・普及啓発活動は受講の対象者は公共施設の設置者である市の職員のみならず、公共施設の管理、運営を行う関係者も受講可能であります。

・「ごみ処理施設」の火災・爆発事故防止対策や「落雷事故」の被害軽減対策は、専門的知識の普及を目的とするものであることから、企画立案段階から、環境衛生の研究者や電気・設計関係等、学識経験者等が関与しています。

・セミナーの時間及び講師料

時間 : 原則1回2時間

講師料: 1時間当たり 25,000～35,000 円(弁護士又は大学教授若しくは准教授の学識経験者)

(3) 財源

本事業は、相互救済事業の対象となる事故の防止に寄与し、相互救済事業の関連事業の中でも関連性の極めて大きい事業としての性質を有することから、共済基金分担金収入を財源といたします。

3 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

(1) 事業の目的

消防・防災施設整備事業等資金融資事業は、市等が実施する消防・防災施設整備事業をはじめ、文教施設整備事業、土木施設整備事業、地域活性化事業等に必要な事業資金を低廉な利率で融資し、活用いただくことにより、市等の財政の負担軽減とともに様々な都市機能の整備、充実を図ることで住民福祉活動の向上に寄与しています。

(2) 事業の内容

市等が行う消防・防災施設整備等の事業に対し、低利で事業資金を融資する事業です。

起債について国又は都道府県の同意又は許可を受けた事業を対象とし、利率は

- ・ 相互救済事業に委託している市等は財政融資資金貸付金利から 0.1 を減じた率。
- ・ 相互救済事業に委託している市等以外は財政融資資金貸付金利と同率。
- ・ 財政融資資金貸付金利が 0.1% 以下である場合は 0.1%。

とし、償還期間は 5 年(元金の据え置き期間 1 年)、7 年(同 1 年)、10 年(同 2 年)、償還方法は、元利均等又は元金均等となっています。

融資の対象となる事業については下記のとおりです。

(参考) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業・融資対象事業

- 消防・防災施設整備事業
- 防災対策事業(防災基盤整備、公共施設等耐震化事業、自然災害防止事業)
- 文教施設整備事業
- 土木施設整備事業
- 社会労働施設整備事業
- 産業経済施設整備事業
- 通信施設整備事業
- 石綿対策事業
- 庁舎整備事業
- 地域活性化事業 等

(3) 事業の実績

平成 22 年度融資実績は、295 団体に対し 97 億 2,460 万円を融資し、年度末の融資金残高は、462 団体に対し 473 億 7,177 万円余りです。

・ 償還期間別利用状況

償還期間	融資利率 (元利均等／元金均等)	融資件数	融資額
5年	0.4%／0.4%	119 件	28 億 5,120 万円
7年	0.5%／0.5%	30 件	7 億 6,020 万円
10年	0.8%／0.8%	171 件	61 億 1,320 万円

・ 融資対象事業別利用状況

融資対象事業	融資件数	融資額
消防・防災施設整備事業	116 件	37 億 7,240 万円
その他事業	269 件	59 億 5,220 万円

(4) 財源

本事業の融資財源は、消防・防災施設整備事業等資金融資資産(特定資産として設定)です。

※ 本事業の前身である還元融資事業における融資残額を引き継ぐとともに融資事業の総枠を明確にするため、平成 23 年度に特定資産の設定を行い、公益社団法人移行後の消防・防災施設整備事業等資金融資事業の融資財源といたします。

4 防災専門図書館事業

(1) 事業の目的

防災専門図書館は、防災の研究のために収集していた災害関係の図書、文献が 2,000 冊に達したことを機に、これを広く利用に供することを目的として、昭和 31 年総会決議により、開設したものです。

以来、内外の災害関係図書・文献・資料類を収集し、国・地方自治体の防災担当者はもとより、災害、防災関係の研究者、学生、一般の閲覧に供し、災害に関する知識の普及、対策の研究、防災意識の向上に寄与しています。

(2) 事業の内容

蔵書数は、平成 22 年度末で約 150,000 冊を数え、災害・防災に関して一般公開している専門図書館としては国内唯一となっています。当館の蔵書の特徴は、官公庁出版物をはじめ、地域防災計画書、研究機関の調査・報告

書、防災パンフレット等、市販されていない資料を関係機関より広く寄贈していただいているものであることで、その数は蔵書数 70%以上となっています。

あらゆる災害に関する資料をテーマとした蔵書は、独自の十進分類法により分類・整理し、利用者の多岐にわたる資料の調査に利用しやすいものとしています。さらに、情報検索サービスの充実強化を図るため、平成 10 年度より順次、書誌情報のデータベース化を行い、平成 22 年度末までに約 142,000 件の蔵書データを登録し、館内の図書検索PCだけでなく、インターネットからも検索できるようにしています(平成 22 年度の図書・雑誌横断検索のアクセスは約 3,500 件)。

また、広く住民の防災意識の涵養、啓発を図る一環として当館蔵書の特別コレクションであるかわら版・絵図 90 点を、高精細画像(運用画像は、JPEG ファイルで解像度長辺 2,880pixel)によりデジタル化し、「デジタルかわら版」としてインターネット上で公開しています。その内容は、安政地震(安政東海・安政南海地震、安政江戸地震)、鯨絵などの地震、火災、風水害に関するもので、災害に関する資料の一翼を担っているものです。

○ 開館時間

- ・ 開館時間:午前 9 時～午後 5 時
休館日 :土曜日、日曜日、国民の祝日、年末・年始
- ・ 閲覧:入館、閲覧は無料。閉架式
- ・ 貸し出し:市等関係者のみ。

(蔵書文献が貴重資料その他一般に頒布されない図書が多いため、貸し出しについては制限を加えている。)

- ・ その他 :レファレンス・サービス(電話、メール等含む)、コピーサービス(実費)

当館は、専門図書館協議会に参加し、官庁・地方議会・民間各種団体・調査研究機関・企業・大学その他の図書館、資料室、情報管理部門と有機的に連携し、図書館事業の向上を図っています。

(3) 事業の実績

[利用状況]

- ・ 図書館利用状況(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

閲覧利用	: 124 名	50 団体	1,080 冊(ビデオ6本含む)
貸出利用	: 17 名	6 団体	52 冊
複写サービス	: 57 名	160 件	1,817 枚
レファレンス・サービス	: 58 名	61 件	
- ・ インターネットアクセス件数(平成 22 年 4 月～23 年 3 月)

トップページ	: 2,433 件
図書・雑誌新着	: 858 件
図書・雑誌横断検索	: 3,475 件
雑誌検索	: 504 件
詳細検索	: 793 件
雑誌一覧	: 438 件

[蔵書数]

平成 23 年 3 月 31 日現在

災害一般	23,248 冊(524 冊)
火災	12,363 冊(172 冊)
風水害・雪害	8,390 冊(119 冊)
地震・噴火・津波・高潮	10,238 冊(287 冊)
交通災害	8,858 冊(72 冊)
農業災害	11,005 冊(129 冊)
鉱・工業災害	4,194 冊(34 冊)
公害	49,739 冊(604 冊)
戦災	3,014 冊(21 冊)
その他一般	18,487 冊(138 冊)
合計	149,536 冊(2,100 冊)

(カッコ内は平成 22 年度受入数)

(4) 財源

災害による損害のてん補を行う共済事業、消防・防災施設等の充実を図る融資事業と、防災意識の向上を目的とする本事業は相互に補完関係にあるため、利子活用事業に位置付け、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入を財源に充てています。

5 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入の一部を活用し、防災に関するセミナーの開催や全国的規模の消防防災の推進事業や危機管理、安全・安心なまちづくりに関する調査研究事業等に助成を行い、多角的に住民の利益の増進に寄与することを目的とします。

事業内容

(1) 都市防災推進セミナー

都市防災の推進と防災意識の向上を図ることを目的に「都市防災推進セミナー」を開催しています。

- ・基調講演:総務省(旧自治省)防災課長(第1回目(平成11年度)~)
- ・パネルディスカッション:学識経験者及び行政関係者による耐震化推進のため連携して取り組む方策を討議(第9回(平成19年度)~)
- ・耐震グランプリ:阪神・淡路大震災の反省から、地震被害の軽減に特に重要な「住宅の耐震化」、「家具の転倒防止等」に努めている自治体、企業、団体、個人の活動について、公募し、応募がなされたものを、防災関係に造詣が深い学識経験者、主催三団体の責任者及び市長からなる選考委員会が審査し、グランプリを決定・表彰し、広く周知を図っています。

・昨年の開催状況

第12回都市防災推進セミナー(平成22年度)

開催:平成22年11月11日(日本都市センター会館)

内容:上記のとおり

参加者:100人(参加者:消防・防災関係者、防災ボランティア関係者)

※参加費:実費資料代(平成22年度は1,000円)

(開催趣旨)

地震被害の軽減に特に重要な「住宅等の耐震化」、「家具の転倒防止等」に努めている自治体、企業、団体、個人を表彰するとともに、国民レベルで耐震化を推進するため、行政、学会、大学、企業、地域、NPOなど関係者が集まり、耐震化推進の新たなステージについて論議。

(主催)

本会、(財)日本都市センター、NPO法人東京いのちのポータルサイト

(後援団体等)

内閣府(防災担当)・総務省消防庁・国土交通省・東京都・東京消防庁・防災科学技術研究所・日本建築防災協会・日本損害保険協会・日本青年会議所・土木学会・日本建築学会・日本災害情報学会・地域安全学会・地盤工学会・日本地震工学会・日本建築家協会・日本建築士会連合会・日本技術士会・NPO法人都市災害に備える技術者の会等

(講師料等)

講演者に対し謝礼は支払っていません。なお、寄稿者に対しては、実費弁償的な観点から原稿料(400字当たり3,000円)、グランプリ監修料(選考委員会委員長(学識経験者)のみが対象であり、グランプリ審査に対する集約や講評に係る謝礼として、約20,000円)を支払っています。被表彰者に対しては、旅費(鉄道運賃相当分)を報酬として支払っており、実費弁償的なものとなっています。

※「都市防災推進セミナー」は、引き続き実施いたします。

(2) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業の助成

本事業は、防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業のうち、本会の相互救済事業と関連が深い全国的規模の消防防災推進事業や危機管理、安全・安心なまちづくりに関する調査研究事業等に対して助成し、都市機能の健全な維持発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

とりわけ、本会の事業は、全国的規模での災害による公有財産等の損害に対するてん補や損害の防止、消防・防災施設整備事業の融資等といったハード面の事業が中心となっています。本来、ソフト面の事業も本会で直接実施することが望ましいのですが、その場合、多大なコストを要し、かえって住民負担を掛けることになるため、助成を通じて事業を行うこととしています。

ア 全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究

本会の主要事業であります相互救済事業では、災害に因る公有財産等の損害に対するてん補を実施いたしますが、災害に因る公有財産等の損害発生防止も重要であります。発生件数が増加傾向にあるものや大事故の例がある特定の事例に対しては、本会が直接、防災対策の調査研究及び普及啓発を行っていますが、相互救済事業の対象は全国であり、全国的規模の観点から防災・危機管理の調査研究を行い、具体的対策を講じることがあると認識しています。しかしながら、本会でそのような事業を直接実施しようとした場合、多大なコストがかかり、かえって住民負担の増大を招きかねない状況になります。

このため、全国的規模で防災や危機管理を含む地方自治に関する総合的な見地から調査研究を実施し、地方自治に影響を及ぼす法令や国が定める事務や施策に関し、内閣や国会に意見が具申できるとともに、現在、国が進める地域主権改革のもと設置される「国と地方の協議の場」にその構成メンバーとして参画し、住民の利益を代表する本会と共通の基盤に立つものとして政策機能を有している、全国市長会及び全国市議会議長会が実施している事業のうち、防災・危機管理の政策に関する調査研究に助成をしています。

全国市長会及び全国市議会議長会は、全国的規模で防災・危機管理の政策に関する調査研究を実施し得る団体であり、本会が助成を行うことにより、相互救済事業に係る災害による損害の防止はもとより、災害(特に巨大災害)が発生した場合におけます、本会の相互救済事業に係る対策に寄与する等、広域的な防災のみならず、相互救済事業の施策に関して寄与することを通じて、住民福祉の向上に効果的に寄与いたしております。

(助成実績)※平成22年度(平成23年度も実施予定)

- ・全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究(全国市長会)
- ・全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究(全国市議会議長会)

(全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究の内容例(平成 23 年度予定))

〔全国市長会〕

- ・都市防災に関する調査研究及び政策の審議(全国的規模における都市防災全般に寄与)
- ・震災による被災者への地方税への減免措置への調査研究及び政策の審議(震災等による本会の共済基金分担金の減免措置等の施策の立案・実施に寄与)
- ・震災による病院・医療、水道、雇用、廃棄物処理、学校、文化財への影響に対する対応等調査研究及び政策の審議(本会の相互救済事業に係る公有財産等の被害状況の把握に寄与)
- ・震災による原子力発電所事故への対応等調査研究及び政策の審議(本会の相互救済事業に係る公有財産等の原子力発電所事故に伴う損害への対応の検討に寄与)等

〔全国市議会議長会〕

- ・自然災害対策(地震・津波対策、治水対策等)の推進に関する政策の審議(全国的規模における都市防災全般に寄与)
- ・災害復興支援(東日本大震災の復旧・復興)に関する政策の審議(本会の相互救済事業に係る公有財産等の被害状況の把握、震災等による本会の共済基金分担金の減免措置等の施策の立案・実施に寄与)

イ 全国的規模に係る地域現場における消防・防災活動等の普及、啓発、活性化に関する事業

本会では、消防・防災施設整備事業等資金融資事業を実施いたしておりますが、その設備を活用するのは、各地域現場における消防体制であります。わが国における消防体制のうち、市町村等が設置する常備消防よりも、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、ボランティア精神をもって、まさに自身の身を賭して消防防災に対応している消防団が多く組織されているのが実態であり、消防体制の担い手である消防団活動等の普及、啓発、活性化等に係る下記の事業に対して一定の助成を行い、都市機能の一環としての防災体制の充実と防災意識の向上を図り、もって住民福祉の向上に寄与しています。

助成内容については下記(助成実績)のとおりですが、このうち「消防団活動情報提供事業」については、消防団員確保等全国の消防団の活動状況に係る情報を提供し、消防団相互の情報交流の推進に係るホームページの充実を通じて、全国的規模で消防団活動の活性化を図るものであります。

また、「少年消防クラブ活性化事業」は、次代の消防団活動を担う少年消防クラブの活動の支援、指導者研修の実施及び情報の提供を行うこと等により、全国的規模で少年消防クラブの一層の活性化を図るものであります。

消防団活動等の普及、啓発、活性化等の事業のうち、下記事業について助成を行っている理由は、本会の「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」が、日本全国を対象としていること、加えて事業による受益の効果が全国規模の不特定多数の住民に波及することができるからであり、「消防団活動情報提供事業」については主として成年層の、「少年消防クラブ活性化推進事業」は主として青少年層の、不特定多数の住民の利益の増進を図るものとして、本会の事業目的及び受益効果に適合することから、同事業に実施しています。

なお、「消防団活動情報提供事業」は、財団法人日本消防協会(以下「消防協会」という。)において実施されておりますが、消防協会は唯一の消防団の全国的連合組織であり、消防団活動の向上をはじめ我が国の消防の発展に大きく寄与してきた法人であります。「消防団活動情報提供事業」に類する事業は他に例がなく、さらにこのような事業を継続的に実施できるのは消防協会が唯一の団体であることから、公募による助成ではなく、消防協会が実施する「消防団活動情報提供事業」に助成をしているものであります。

また、「少年消防クラブ活性化事業」は、財団法人日本防火協会(以下「防火協会」という。)において実施されておりますが、防火協会は全国的規模で防火に関する調査研究、防火思想の普及を目的とする法人であります。「少年消防クラブ活性化推進事業」に類する事業は他に例がなく、さらにこのような事業を継続的に実施できるのは防火協会が唯一の団体であることから、公募による助成ではなく、防火協会が実施する「少年消防クラブ活性化推進事業」に助成をしているものであります。

(助成実績)※平成 22 年度(平成 23 年度も実施予定)

- ・消防団活動情報提供事業(財団法人日本消防協会)
- ・少年消防クラブ活性化推進事業(財団法人日本防火協会)

※詳細は上記本文のとおり。

ウ 全国的規模に関わる安全・安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究等

わが国人口総数のうち夜間人口だけを見ても約 9 割を占める、都市自治体の安心・安全なまちづくり等の進歩と発展に寄与し、もって様々な都市機能の健全な維持発展と住民福祉の向上を図るうえでその前提となる、現在の都市をとりまく都市政策、行政経営及び地方自治制度等につつましての調査研究事業(政策提言等も含む。)、情報提供事業、研修事業を実施している、財団法人日本都市センターが行う事業に対して助成しています。

助成内容については下記(助成実績)のとおりですが、同財団は、都市自治体の安心・安全なまちづくりを通じた住民のセーフティネットへの寄与の前提となる、直面する都市政策、行政経営及び地方自治制度等に関わる調査研究事業等を、全国的規模の観点から実施するにつき、都市政策の調査に携わる国内外の各方面と連携する方法を用いています。さらに、同財団のスタッフ(研究員)は、プロパーのみならず、都市自治体(市)から派遣された職員が複数配置され、調査研究等に従事しています。これらにより、都市自治体が直面する課題の調査研究や政策提言等について、特定の地域に偏ることなくかつ都市自治体現場の実態に即し、高い効果をもたらすことができると考えられますが、この手法を用いた調査研究等を継続的に実施し得る団体は、極めて稀少であると考えられますことから、公募による助成ではなく、財団法人日本都市センターが実施する下記の事業に助成をしているもので

あります。

(助成実績)※平成 22 年度(平成 23 年度も実施予定)

[調査研究事業]

都市政策、行政経営及び地方自治制度等について、現在の都市を取り巻く直面する諸課題に関する調査研究を実施し、一定の方向性をもった政策提言や報告書として取りまとめます。

[情報提供事業]

調査研究事業の成果物について、独立の刊行物、機関紙「都市とガバナンス」、ホームページを通じて情報提供を実施しています。

[研修事業]

調査研究事業の過程で蓄積した知見を広く一般に周知することにより、地域の政策形成能力の向上を図るため、以下の研修事業を行っています。

- ・都市経営セミナー
- ・国のかたちとコミュニティを考える市長の会
- ・市長フォーラム
- ・都市政策研究交流会
- ・全国都市問題会議

(4) 財源

本事業は、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入を財源に充てています。

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠 第4条第1項第1号～第5号

事業の種類
(別表の号)

(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)

18

第1号 火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業(地方自治法第 263 条の 2 の規定する相互救済事業)について

本事業は、より低廉な共済基金分担金によって市等の財政負担の軽減による住民の税負担の軽減を図るとともに万が一の災害の際には、迅速かつ適正に災害共済金を交付することによって公有財産等の迅速な復興と、住民福祉活動拠点の早期回復に資することを通して住民福祉の向上に寄与する点で、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当します。

第3号 消防・防災施設整備事業等資金融資事業について

融資の条件は、公有財産等の災害の防止という観点で相互救済事業と関連をもち、かつ公益性の高い消防・防災施設整備事業等を対象とすることで、様々な都市機能の整備、充実を通じて住民福祉活動の向上を図るとともに、財政融資資金の貸付金利(国債利回り)と同等又はこれを下回る低い利率設定であることから、市等の財政の負担軽減、ひいては住民の負担軽減に寄与する点で、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当します。

第5号 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業について

「(2)様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」(全国的規模に係る防災・危機管理及び安全・安心なまちづくりに関する調査研究・普及啓発や、その前提となる都市政策等に関わる調査研究等)への助成は、様々な都市機能の健全な維持発展と都市経営の安定、ひいては地方自治の発展、さらには住民生活のセーフティネットとしての役割を担う点で、「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」に該当します。

11	<p>第2号 防災に係る調査研究及び普及啓発事業について</p> <p>住民の共有財産であり住民福祉活動や様々な都市機能の拠点や資源でもある公有財産等に対する防災や被害軽減対策の研究を行い、研究成果を広く普及、啓発することにより、住民生活のセーフティネットとしての役割を担う点で、「事故又は災害の防止を目的とする事業」に該当します。</p> <p>第4号 防災専門図書館運営事業について</p> <p>本事業は、あらゆる災害とその防止、災害時の非常措置及び復旧、復興等に関する図書、文献、その他の資料類を収集、分類し、閲覧に供することにより、災害研究、公共団体の防災対策、一般の防災意欲の向上に資する点で、「事故又は災害の防止を目的とする事業」に該当します。</p> <p>第5号 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業について</p> <p>「(1)都市防災推進セミナー」については、防災に関する講演や事例報告、パネルディスカッション、防災活動に対する表彰を公開で行うことは、都市の防災事業の充実や一般の防災に関する啓発や人材育成に資する点で、「事故又は災害の防止を目的とする事業」に該当します。</p>
----	--

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2。))

<p>チェックポイント事業区分</p> <p>(下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p>	<p>チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業</p>	<p>火災、水災、震災その他の災害に因る市又は市が設置する一部事務組合等が所有、使用又は管理している財産の損害に対する相互救済事業(地方自治法第263条の2に規定する相互救済事業)</p> <p>1 事業目的</p> <p>住民の共有財産である公有財産等の災害に因る一定の損害に対する相互救済事業を低廉な共済基金分担金で実施し、市等の経費節減と災害時の財政負担を軽減することを通じて、住民の税負担の軽減と住民福祉活動の拠点の早期回復に資することにより、地方自治の健全な発展と住民福祉の向上に寄与いたします。</p> <p>2 事業の合目的性</p> <p>ア 受益の機会の公開</p> <p>本事業は、事業対象が公有財産等であり、市等が本会に委託する方法により実施していますことから、事業目的、事業、事業の対象者等については、定款等で規定するとともに、ホームページ、広</p>

<p>の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>報誌に広く公開する等により、受益の機会を公開しています。</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策 本事業は、建物等の偶然の事故に因る損害のてん補事業であることから、制度設計・運用にあたっては、対象物件を管理、熟知する市の代表者が直接関与しています。また、本事業は、地方自治法第263条の2の規定により保険業法の適用を除外されていますが、共済基金分担金基率の算定に係る科学的・工学的手法等については、保険数理の専門的な要素を踏まえるため、必要に応じてアクチュアリー(保険数理人)からの助言も受けています。</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保 本事業は、共済目的範囲、損害のてん補、共済委託契約について、相互救済事業の基本的事項を定めた業務方法書及びそれに基づく個別の事業に関する規程を制定してその基準を設けるとともに、当該基準に基づく事務取扱手続きを本事業を委託した市等に配付し、適正に受託及び支払処理を行っており、事業執行の公正を確保しています。</p> <p>エ その他 本事業は、業界団体の販売促進、共同宣伝の要素はありません。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(6) 調査、資料収集 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p>	<p>防災に係る調査研究及び普及啓発事業について(その1)</p> <p>1 本事業は、公有財産等に対する相互救済を補完するものとして、公有財産等の災害による損害の防止に関わる調査研究を行うものであり、研究成果の普及、啓発によって公有財産等の災害防止を通じて、住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことにつながるため、不特定かつ多数(住民)の利益の増進に寄与する事業であります。なお、本事業は、定款に「防災に関する調査研</p>	

<p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>究」を掲げ位置づけるとともに、ホームページや広報誌により公開しています。</p> <p>2 調査の成果はマニュアル冊子を作成し、本会の防災専門図書館で閲覧できるようにするとともに、共済委託をされた市等のみならず防災関係者及び希望者にも配布を行っています。</p> <p>※ごみ処理施設では「ごみ処理施設の火災と爆発事故防止対策マニュアル」落雷事故では「落雷事故被害軽減対策に関する調査報告書」を作成。</p> <p>3 ごみ処理施設に対する火災・爆発事故に対して、環境問題や廃棄物問題に関して専門知識を有する学識経験者等で構成する委員会を設置し事故防止対策に係る調査研究を依頼いたしました。</p> <p>また、落雷事故では本会職員が行った各施設での調査結果を、中立的な立場で雷対策を業務として行う外部にその分析を依頼いたしました。</p> <p>4 本会において学識経験者及び有識者から構成する委員会を設置して調査研究の企画・立案から、結果の検証及び報告書の作成までを行います。なお、その過程において必要なデータの調査・分析を業者に委託することがありますが、あくまで部分的かつ補佐的なものです。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(3) 講座、セミナー、育成 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>防災に係る調査研究及び普及啓発事業について(その2)</p> <p>1 本事業は、公有財産等に対する相互救済を補完するものとして、公有財産等の災害による損害の防止に関わる調査研究を行うものであり、研究成果の普及啓発によって公有財産等の災害防止を通じて、住民生活のセーフティネットとしての役割を担うことにつながるため、不特定かつ多数(住民)の利益の増進に寄与する事業であります。</p> <p>なお、本事業は、定款に「防災に関する普及啓発事業」を掲げ位置づけるとともに、ホームページや広報誌により公開しています。</p>	

<p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>2 セミナーの内容は防災に関する公共施設の事故防止対策にかかわるものでありますが、受講の対象者は公共施設の設置者である市の職員のみならず、公共施設の管理、運営を行う関係者も受講出来ることとしており、受講の機会は開かれています。</p> <p>3 セミナーは「ごみ処理施設」の火災・爆発事故防止対策や「落雷事故」の被害軽減対策にかかるものであり、専門的知識の普及を目的とするものです。</p> <p>このため、企画立案段階から、環境衛生の研究者や電気・設計関係の学識経験者等が関与しています。</p> <p>4 講師料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師: 弁護士又は大学教授又は准教授クラス ・単価: 1時間当たり 25,000 円～35,000 円 ・セミナー時間: 1回2時間を原則 <p>その他説明事項</p>	
<p>(12) 資金貸付 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3. 対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。</p> <p>4. 債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5. 資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)</p> <p>6. 当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>消防・防災施設整備事業等資金融資事業について</p> <p>1 当該融資事業は、低利で市等の消防・防災施設整備事業等、広く住民が利用する施設の整備に充てられている点で、住民福祉の向上や住民の負担軽減をもたらし、不特定かつ多数の者(住民)の利益の増進に寄与する事業であります。なお、この事業は定款等で規定するとともに、事業内容や資金融資に関する諸条件は融資対象(市等)に周知しています。</p> <p>2 融資の条件は、消防・防災施設整備事業等を対象とし、低利でありますことから、本事業の目的は、住民の負担軽減の面で、不特定かつ多数の者(住民)の利益の増進に寄与し、公益目的としての設定に合致するものであります。</p> <p>3 資金貸付の対象事業については、消防庁舎の建設、防火水そう・消火栓の設置、消防防災施設</p>	

	<p>の整備事業等に要する資金であって、その起債にあたって地方債の同意又は許可を得た事業を対象としています。これは、本融資事業が高い公益性を有しているものを対象とする観点から必要な限定として、行っております。</p> <p>また、貸付の対象となる者は、市等(なお、相互救済事業への委託や会員の入会要件は問わない)に限られますが、これは、対象事業が個人や民間を想定しているものではないことに加え、融資総枠の中で融資事業を効果的なものとするためには、融資一件当たり必要な融資額を確保する必要があるための限定です。</p> <p>4 (該当しません)</p> <p>5 融資の実施状況は、事業報告に掲載し、ホームページでも公開します。</p> <p>6 融資の決定には都道府県市町村課の一定の関与があります。また、地方債制度との整合等について総務省に相談しています。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(6) 調査、資料収集 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>防災専門図書館事業について</p> <p>1 昭和31年に防災専門図書館を設置し、「世界におけるあらゆる災害とその防止、災害時の非常措置及び復旧、復興等に関する図書、文献、その他の資料類を収集し、国及び地方公共団体の参考に供し、併せて一般の防災意欲の向上に寄与すること」を目的とし、広く一般の閲覧に供しており、不特定かつ多数(住民)の利益の増進に寄与する事業であります。加えて、地方公共団体や国(以下、「地方公共団体等」という。)が実施する防災事業はそもそも不特定多数を対象とするものであり、本資料を地方公共団体等が活用することは、質の高い防災事業の企画立案及び実施をもたらす点において、不特定かつ多数(住民)の利益の増進に寄与する事業であります。</p> <p>なお、図書館の特色や利用方法、提供するサービス内容は、ホームページ、リーフレット、本会の</p>	

	<p>ガイドブックなどにより広報しており、利用に供しやすいものとなっています。</p> <p>2 来館、電話、メール等による問い合わせ対応のほか、インターネットを利用した蔵書検索サービスを通じて資料を公表しています。</p> <p>3 司書資格を有する専任の職員が資料の収集や利用者の利便に資するため、適切な分類整理を行っています。</p> <p>4 外部委託を行っている業務は、サーバー管理等、補助・限定した業務に過ぎず、図書館としての主要な業務は外部委託していません。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(3) 講座、セミナー、育成 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業(その1)</p> <p>(1)都市防災推進セミナー(セミナー分)について</p> <p>1 本セミナーは、インターネットにより広く募集しており、参加者に制限を設けておらず、誰もが参加できることから、不特定かつ多数(住民)の利益の増進に寄与する事業であり、事業内容も一般に明らかにしています。</p> <p>2 インターネットで広く募集し、参加者を限定しておらず、都市の防災関係職員のみならず、防災ボランティア、学生などの参加もあります。</p> <p>3 本セミナーは、広く一般に参加を求め、防災知識の普及を図るものであることから、確認行為は行っていません。</p> <p>4 講師、講演者に対し謝礼は支払っていません。なお、寄稿者に対しては、実費弁償的な観点から原稿料(400字当たり3,000円)、グランプリ監修料(選考委員会委員長(学識経験者)のみが対象であり、グランプリ審査に対する集約や講評に係る謝礼として約20,000円)を支払っています。被表彰者に対しては、旅費(鉄道運賃相当分)を報酬として支払っており、実費弁償的なものとなっています。</p>	

	<p>す。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(14) 表彰、コンクール 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。</p>	<p>防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業(その2)</p> <p>(1)都市防災推進セミナー(耐震グランプリ分)について</p> <p>1 「耐震グランプリ」はホームページにより広く募集しており、参加及び表彰の対象は特定されていません。これらのことから不特定かつ多数(住民)の利益の増進に寄与する事業であり、事業内容も一般に明らかにしています。</p> <p>2 学識経験者を委員長とし、主催三団体の責任者と市長などからなる選考委員会が、グランプリを審査・決定しています。</p> <p>3 防災関係に造詣の深い学識経験者が複数関与しています。 (上記学識経験者の例) 都市防災学を専門とし、内閣府首都直下地震対策専門委員会委員等の任にある大学教授</p> <p>4 HPでグランプリ及び他の受賞者を掲載しています。(表彰・コンクール運営担当である東京いのちのポータルサイトのホームページと連携)</p> <p>5 応募は無料です。</p> <p>その他説明事項</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合 区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開</p>	<p>防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業(その3)</p> <p>(2)防災様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業の助成について</p> <p>1 本事業は、本会の相互救済事業と直接的な関連が深い全国的規模の消防防災推進事業や危機管理に関する事業、安全・安心なまちづくりに関する調査研究・普及啓発や、その前提となる都市政</p>	

かれているか)
イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)
ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)
エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)
(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。

策等に関わる調査研究等の事業(下記参照)に対して助成し、都市機能の健全な維持発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。
(本会の公益目的事業として助成する全国規模の消防防災推進事業や危機管理に関する事業等)
[1]全国的規模に係る防災・危機管理の政策に関する調査研究
[2]全国的規模に係る地域現場における消防・防災活動等の普及、啓発、活性化に関する事業
[3]全国的規模に関わる安全・安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究(まちづくり)等

2 事業の合目的性

ア 受益の機会の公開

本会の事業が全国的規模であり、また、本助成の財源が、消防・防災施設整備事業等資金融資事業の利子収入であるという性格から、助成対象は、消防防災推進事業や危機管理、安全・安心なまちづくりに関する調査研究事業等であり、かつその事業を全国的規模で実施していることを条件としているため、一般に公募はしていませんが、公益性が高く評価される事業を支援することを通じて本会の目的とする公益を生み出していくものであると認識しています。

イ 事業の質を確保するための方策 及び ウ 審査・選考の公正性の確保

助成対象事業として、上記の[1]～[3]の事業を対象としていますが、全国的規模に係る事業ということもあり、助成の対象となる具体的な事業については、本会において「その事業が本会の目的に合致するものであるか」「当該事業を実施する団体にその事業を実施する基礎が備わっているか」という両面から理事会において審査をいたします。

具体的には、前者については「事業計画等においてその事業の目的、内容及び見込まれる上記[1]～[3]のいずれかに合致するか」「住民福祉の向上に寄与するものか」等であり、後者については「全国的規模に係る事業を実施する基礎的能力を有しているか」「助成対象事業以外でも公益性をもたらす事業を実施しているか」等を総合的に判

	<p>断し、理事会で助成を決定いたします。</p> <p>現在、助成を実施している、事業及びこれらの事業を実施している団体はいずれも上記の条件に合致するものとして、これまでは毎年度理事会及び総会での決議を得ています。</p> <p>エ その他</p> <p>業界の販売促進、共同宣伝の要素はありません。助成内容については、HPで情報公開を行います。</p> <p>その他説明事項</p>	
--	---	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	
根拠法令	
許認可等行政機関	

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。